

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)

教職員の長時間労働を是正するため、客観的な勤務時間管理をおこない、教職員や支援員の人材確保に努める等、労働条件の改善に向けて実効性ある対策を講じること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。市町村においても府立学校同様の取り組みが進むよう、市町村の教育委員会へ働きかけること。

(回答)

教職員の働き方改革、長時間労働の是正は喫緊の課題と認識しています。

府立学校においては、長時間勤務の要因について分析を実施し、特に部活動方針の遵守など府立学校全体の課題に応じた取り組みを令和6年2月に定めたところです。

更に、これらの取組を着実に進めるため、令和6年度の夏季及び冬季休業期間中に長時間勤務が常態化している教員が在籍する学校の校長に対し、ヒアリングを実施しました。

ヒアリング対象になった学校については、今後も進捗管理を行い、必要に応じて改善を促していきます。

併せて、デジタル採点等のICTを活用した校務運営の効率化や多様な人材配置等に取り組むことで、教員の負担軽減とワークライフバランスを実現させてまいります。

市町村立学校については、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則等の制定や労働基準法第36条に基づく協定の締結がされていない自治体を対象にヒアリングを実施したところです。

引き続き、市町村立学校における働き方改革が進められるよう府立学校で実施している趣旨を踏まえて指導助言するなどの働きかけを行ってまいります。 【教職員企画課】

教職員定数につきましては、いわゆる標準法による定数を基礎としておりますが、府教育庁といたしましては、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、様々な教育課題への対応を図るため、これまでも国に対して定数改善計画の策定を求めてまいりました。

令和7年度文部科学省予算(案)においては、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制を充実させるため、教職員定数5,827人の改善が計上されています。

今後とも、計画的な定数改善が実施されるよう働きかけていくとともに、国において措置される定数を最大限に確保し、各学校が抱える課題に対して、効果的・重点的な教職員の配置ができるよう努めてまいります。

また、欠員対策については、一人でも多くの講師を確保するため、教員養成課程を有する大学及び府内各地区における講師登録説明会や、教員免許所持者で教職に就いていない方を対象とした研修会を開催するなどの取り組みを行うとともに、講師を前倒しで任用する措置を実施するなど、様々な対策を継続的に行ってまいります。 【教職員人事課】

府立学校教職員については、メンタルヘルス不調の未然防止を図るため、ストレスチェックを実施し、その結果に基づき必要な方には医師による面接指導をおこなっています。

またストレスチェックの結果から、集団分析を行い、その結果を各府立学校の安全衛生委員会で活用し、職場環境の改善を図るよう安全衛生管理者に対し指導しています。

また労働安全衛生について理解を深めるため、安全衛生管理者及び衛生管理者を対象として研修を毎年実施しています。

市町村立学校の労働安全衛生対策の充実については、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に学校規模に応じた労働安全衛生管理体制を確立するよう示しています。

また「全国安全週間」の通知等、各市町村教育委員会へ府立学校の労働安全衛生にかかる様々な取組みを参考送付しております。

【福利課】

(回答部局課名)

教育庁 教職員室 教職員企画課

教育庁 教職員室 教職員人事課

教育庁 教職員室 福利課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(2)子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について (★)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置拡充を行い、十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

また、特別支援学校の教室不足への整備を早急に対応すること。

外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

(回答)

府教育庁では、府立高校の教育相談機能の充実をめざし、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」の中で、公認心理師又は臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラー (SC) を全ての府立高校に配置しています。また、令和6年度には、生徒の不登校の要因等を適切にアセスメントし一人ひとりの状況に応じた支援につなげられるよう、不登校の課題の大きい府立高校21校に対して、スクールカウンセラーの配置を週1回程度に拡充しており、次年度も継続することとしています。

スクールカウンセラーに対しては、生徒支援の今日的な課題等に関する研修等を実施し、資質の向上に取り組んでいます。

2024 (令和6) 年度における、府立高校のスクールソーシャルワーカー (SSW) については、府立高校における全てのヤングケアラーに適切な支援を届けることができるよう、高等支援学校5校を含む122校の府立学校にSSWを配置するとともに、高度な専門性を有するスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー (SSWSV) を雇用し、深刻な事案や緊急的な事案への対応を行うことにより、全ての府立高校が必要な時に専門家に相談できる体制を構築しました。

今後も引き続き、活動報告書、事業調査等を通じて、活用状況、課題等を整理し、事業の効率的な運用に努めてまいります。

外国につながる子どもへの支援に関しては、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、生徒の母語・母文化を理解する人材を、教育サポーターとして派遣し、生徒個々の多様な生活背景やこれまでの学習状況を踏まえた指導補助を行うとともに、多言語学習支援員の配置を行っております。また、日本での進学や就職をめざす外国につながる生徒の進路指導において、教員や支援者の一助となるよう、令和4年5月に「外国にルーツをもつ生徒の進路選択リーフレット」を発行いたしましたが、外国につながる生徒を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、令和6年8月に「外国につながる生徒の進路選択ブックレット」として改訂し、周知しています。

今後も日本語指導が必要な生徒の修学・進路支援の充実に向けて、取組みを進めてまいります。

【高等学校課】

知的障がいのある児童生徒数の増加に対しては、令和2年10月、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境の充実に関する基本方針」を策定し、公表しました。同基本方針に基づき、生野支援学校の大阪わかば高校敷地内への移転・併設整備を進めているところです。また「特別支援学校設置基準」の不適合や教室不足の解消をめざし、すでに着手している豊能地域や大阪市北東部における新校整備に加え、今年度から新たに、北河内地域において、交野支援学校四條畷校の本校化に向けた基本計画の策定を進めているほか、その他の地域においても、引き続き、所要の検討を進めてまいります。【支援教育課】

府教育庁として、スクールカウンセラー活用事業を実施し、政令市を除く全中学校にスクールカウンセラーを週1回配置していましたが、小学校で生徒指導上の課題が顕在化していること、それに伴い児童や保護者からの相談が増加していることから、令和6年度から、政令市を除く全小学校に対してスクールカウンセラーを定期的に配置できるよう拡充を行いました。

また、府の事業として、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを政令市・中核市を除く府内すべての中学校区に週1回配置できるよう、市町村に府から補助を行って福祉機関等との連携促進を図っています。

府が雇用するすべてのスクールカウンセラーに対しては、研修を実施するとともに、新規採用したスクールカウンセラーに対し、スクールカウンセラースーパーバイザーが訪問し、助言を行っています。

市町村が配置するスクールソーシャルワーカーに対しては、府主催の研修を実施するとともに、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーが、市町村を訪問し、個別の助言を行うなど、府として支援を行っているところです。

日本語指導が必要な児童生徒及びその保護者への支援としては、2020（令和2）年度から、府域7地区に外国人児童生徒支援員を配置し、当該児童生徒の学校生活及び保護者の家庭における様々な問題への対応などの支援を行っています。

また、当該児童生徒および保護者が、就学や進路に関わる必要な情報を得られるよう、2024（令和6）年12月現在、府教育庁のホームページにおいて「学校生活サポート情報」を13言語（日本語含む）で、高等学校等進学に向けた進路資料「進路選択に向けて」を16言語（日本語含む）でダウンロードできるようにしております。

加えて、府作成の家庭学習用動画教材について2024（令和6）年12月現在、10か国語（日本語含む）に翻訳し、ホームページに掲載しております。

さらに、府内8地区において、当該児童生徒と保護者を対象に、高等学校進学等に向けた多言語進路ガイダンスを実施しております。ガイダンスでは、「進路選択に向けて」を活用した公立高校入学者選抜についての説明や高校教員による学校紹介を行うなど情報提供に努めているところです。

国通知「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」や「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、毎年度実施している市町村教育委員会学事関係事務担当者会において、就学案内の徹底や住民基本台帳担当部局・福祉部局との連携等、各市町村の工夫された就学支援の取組み事例を広く伝えるなど、各市町村がそれぞれの自治体のすべての外国籍の子どもの就学状況を把握し、就学機会が適切に確保されるよう指導助言を行っています。【小中学校課】

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 教育振興室 支援教育課
教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目) 4. 教育・人権・行財政改革施策 (3)府立高校の統廃合について 地域に根差した府立高校の必要性から、府立学校条例にもとづく府立高校の統廃合を廃止も含めて見直すこと。
(回答) 府立高校の配置につきましては、大阪府立学校条例第2条において、「教育の普及及び機会均等を図りつつ、将来の幼児、児童及び生徒の数、入学を志願する者の数の動向、当該府立学校の特色、その学校が所在する地域の特性その他の事情を総合的に勘案し、効果的かつ効率的に配置されるよう努めるものとする。」と規定するとともに「入学を志願する者の数が三年連続して定員に満たない高等学校で、その後も改善する見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする。」と規定しています。 こうした条例や平成25年3月に策定した「府立高等学校再編整備方針」を踏まえ、平成30年11月、令和元年度から令和5年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定し、特色ある教育活動を他校に継承・発展させる機能統合等による学校の再編整備を実施してきました。 今後も、中学校卒業者数の減少が見込まれており、引き続き再編整備に取り組んでいく必要があることから、令和5年3月に「府立高等学校再編整備方針」及び同方針に基づく、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「府立高等学校再編整備計画」を策定し、同計画に基づく取り組みを行っているところです。 府教育委員会としては、府立高校の教育の内容の充実と併せて、適正な配置を推進する観点から条例及び計画に基づき再編整備を進めてまいります。
(回答部局課名) 教育庁 教育振興室 高校改革課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(4) 更衣室や多目的トイレの設置・増設について

子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。また、各市町村の教育委員会にも働きかけること。

(回答)

府立学校の更衣室、男女別便所などの施設・設備につきましては、学校の意向を踏まえて関係課と調整を図りながら、整備・改修に努めてきたところです。

今後とも、整備・改修の必要な学校につきましては、関係課と調整の上、その整備に努めてまいります。

公立小・中学校及び幼稚園の施設整備につきましては、新增築や大規模改造を実施する際に、学校施設の計画・設計上の留意事項など国が策定した「小・中学校施設整備指針」の趣旨に加え、プライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置や、良好な教育環境の確保・整備が進められるよう、国の負担金制度や学校施設環境改善交付金制度の効果的な活用を設置者である市町村に働きかけております。

(回答部局課名)

教育庁 施設財務課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(5) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、「奨学金返還支援制度導入促進事業」の実効性を検証し、伴走支援型の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たな大阪府独自の返済支援制度を検討すること。

加えて、返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

(回答)

大阪府では、物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業における人材の確保・定着につなげるため、「奨学金返還支援制度導入促進事業」を令和5年度及び令和6年度に実施しました。

本事業は、奨学金返還支援制度を導入した企業に対し最大50万円の支援金を支給するもので、これまで累計2,943社に支援金を支給しました。

現在も、物価高騰が継続していることを踏まえ、国の臨時交付金を活用して、引き続き実施いたします。

令和7年度については、より効果的な事業とするために、この間の企業が導入した制度の実態や、奨学金を返還しながら働く若者の負担軽減としての効果、そして企業における制度の持続性を踏まえ、毎月の支援額を5,000円以上、支援期間を5年以上とすることを基本の要件として、大学の奨学金などを受ける方に一定以上の充実した制度とする場合は、府の支援金を上乗せすることとし、支援金の総額として10億円を予算計上しています。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(5)奨学金制度の改善について(★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、「奨学金返還支援制度導入促進事業」の実効性を検証し、伴走支援型の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たな大阪府独自の返済支援制度を検討すること。

加えて、返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

(回答)

府教育庁では、教育の機会均等を保障する観点から、給付型奨学金、第1種奨学金（無利子）における選考基準の緩和、給付金額の拡充、所得連動返還型奨学金の拡大等について、文部科学省、及び日本学生支援機構に対して、要望を行っております。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(6)労働教育のカリキュラム化について (★)

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。

(回答)

府立高等学校においては、教科「公民」において、現代社会の特質や社会生活の変化とのかかわりの中で職業生活をとらえさせ、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせたり、雇用や労働問題を取り扱う際に、労働組合の役割も含め労働保護立法等について理解させたりしております。

加えて、「総合的な探究の時間」等を活用し、大阪弁護士会等の外部講師による雇用や労働に関する講演会や企業等と連携した体験活動を実施するなど、社会との関わりを意識した教育活動を進めております。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(7)人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握し、差別解消に向けた具体的施策を講じること。インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。

さらには、無意識による無理解や偏見（アンコンシャスバイアス）による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。

(回答)

大阪府では、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」（2022年4月制定、2023年10月改正）に基づき、不当な差別的言動に対するプロバイダへの削除要請や発信者への説示・助言、専門相談窓口における被害者等への支援、教育・啓発活動を実施しています。

また、2024年3月に「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」を策定しました。

専門窓口における被害者等への支援については、2023年11月より、「大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口『ネットハーモニー』」を開設し、インターネット上のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、誹謗中傷や差別等の問題に対して必要な助言を行うとともに、専門家への無料相談などを行っています。

教育・啓発活動については、府民一人ひとりのインターネットリテラシーの向上や人権意識の高揚を図るべく、SNSを活用したターゲティング広告、映画館の大画面や電車内ビジョンを活用した啓発動画の放映、企業や学校への出前講座などを実施していきます。

今後とも、大阪府人権施策推進審議会のご意見も伺いながら、これらの施策についてしっかりと検証を行い、より適切かつ効果的に実施できるよう努めます。

なお、SNSやインターネット上の差別的書込みについては、引き続き、相談窓口「ネットハーモニー」及び「大阪府人権相談窓口」並びに府HPに設置したネット上の差別書込みに関する情報提供窓口に寄せられた事例や、市町村からの差別事象に関する報告などにより、実態把握に努めています。

(回答部局課名)

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策(8)行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進しオンライン申請などの利便性を高め、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組むこと。あわせて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。
また、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。

(回答)

・大阪府では、スマートフォンによる申請や電子認証、電子交付等に対応した電子申請システムを導入しており、府民や事業者がいつでもどこでも簡単に手続を行えるよう、行政手続のオンライン化を進めております。

本システムは、通信の暗号化やウィルスへの対応等セキュリティ対策が講じられており、システム障害や異常を検知し、迅速な復旧対応ができるよう 24 時間 365 日監視されております。

今後とも、府民や事業者にとって利便性が高まるよう、さらなるオンライン化に取り組み、行政サービスのデジタル化を推進します。

・また、行政情報へのアクセス向上については、個人に合わせた最適な情報発信やオンラインによる行政手続等を提供する総合行政ポータル（my door OSAKA（マイド・ア・おおさか））の活用を促進していきます。

(回答部局課名)

財務部

行政 DX 推進課

スマートシティ戦略部

戦略推進室

戦略企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(8)行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進しオンライン申請などの利便性を高め、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組むこと。あわせて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

また、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。

(回答)

デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けては、地域での取組みを促進するため、令和3年度より、情報通信事業者等の協力を得て、デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない方を対象に、公民館等の身近な場所でＩＣＴ機器・サービスの利用方法の相談や学習を行うことができるスマホ教室を開催しており、今年度は府内10市町(※1)で実施しました。今後も、国等の事業に関する情報提供や企業との連携等を通じて、市町村や地域での取組が促進されるよう努めていきます。

また、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを公民連携で構築し、デジタル端末を活用することにより、行政と民間の様々なサービスをワンストップで提供するスマートシニアライフ事業を実施しています。令和3年度から令和5年度まで、三期にわたって実証事業を実施しました(※2)。また、令和4年12月にLINE公式アカウント「おおさか楽なび」を開設しました。これまでの実証成果を踏まえ、民間事業者によるサービス継続・充実を図るため、協議・調整を進めていきます。

(※1) 大阪市、岸和田市、貝塚市、東大阪市、茨木市、泉南市、四條畷市、島本町、熊取町、岬町

(※2)

第1期：堺市、大阪狭山市、河内長野市の一部(令和4年2月から9月)

第2期：大阪市生野区、住吉区、東住吉区(令和4年12月から令和5年5月)

第3期：大阪市阿倍野区、泉大津市(令和5年9月から令和6年2月)

(回答部局課名)

スマートシティ戦略部 戦略推進室 地域戦略推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(9) 「マイナンバー制度」の理解促進と、「マイナンバーカード」の普及について

公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」に対し、市民の信頼回復に向け、誤登録などの再発防止を徹底するとともに個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。

そのうえで、「マイナンバーカード」の普及と利便性向上を図り、デジタル行政の推進やマイナポータルの活用を促進すること。マイナ保険証の取り扱いについては、市民に混乱・不利益のないよう丁寧な対応を求める。

(回答)

マイナンバー制度については、国が主催する説明会や通知等を活用し、運用状況に関する情報を周知するとともに、住民に身近な市町村からの意見も踏まえながら、適切に取り扱ってまいります。また、マイナンバーカードやマイナポータルの普及・活用促進をはかるため、安全性や利便性について、大阪府ホームページやリーフレット等を活用し周知を図ります。

(回答部局課名)

財務部 行政 DX 企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行政財政改革施策

(9) 「マイナンバー制度」の理解促進と、「マイナンバーカード」の普及について

公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」に対し、市民の信頼回復に向け、誤登録などの再発防止を徹底するとともに個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。

そのうえで、「マイナンバーカード」の普及と利便性向上を図り、デジタル行政の推進やマイナポータルの活用を促進すること。マイナ保険証の取り扱いについては、市民に混乱・不利益がないよう丁寧な対応を求める。

※下線部分についてのみ回答

(回答)

令和5年度より個人情報保護制度が個人情報保護法の下に一元化され、その遵守が地方公共団体に求められています。同法に基づき、個人情報保護委員会に助言を求めながら、マイナンバーを含む個人情報の取扱い、保護体制、管理体制について適切に運用してまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 府政情報室 情報公開課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(10) 府民の政治参加への意識向上に向けて

有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。

さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。

また、若者の政治参加を促進するため、市町村とも連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

(回答)

※下線部について回答

① 記号式投票について

記号式投票には、有権者の利便性向上などのメリットはあるが、記号式と自書式の二種類の投票用紙の準備や、読取機を導入するコストの増加等のデメリットがあると認識しています。

また、府議会議員選挙においては、告示から選挙期日までの期間が短く、選挙区も 53 あることから、候補者名を印字する記号式の投票用紙の準備が間に合わないこと、同日に執行される知事選挙のみ、府議会議員選挙と異なる投票方法を採用することは、有権者の混乱を招く可能性もあることから、導入には課題が大きいと考えています。

② 主権者教育について

選挙管理委員会としては、若年層の投票率の向上は重要な課題であると認識しています。

このため、小学校（6年生）及び中学校（3年生）を対象に、選挙の大切さや選挙制度を解説した教育副読本を、毎年度、作成・配付しています。

また、府立高校向けに、模擬選挙等で使用できる補助教材「はじめての投票用紙」（本物の投票用紙と同じ素材で作成）と、この補助教材を授業で活用いただけるよう教員向けの手引書を、毎年度、作成・配付するとともに、選挙制度や投票の手続について分かりやすく紹介した動画「あした選挙へ行くまえに」を配信しています。

その他、学校からの要請に基づいて、府選管職員が学校に出向いて選挙制度の説明や模擬投票を行う「出前授業」を実施しています。

(回答部局課名)
選挙管理委員会事務局

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(10)府民の政治参加への意識向上にむけて

有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。

さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。

また、若者の政治参加を促進するため、市町村とも連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

(回答)

府立高等学校においては、平成 28 年 2 月に府教育委員会が策定した「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン」を踏まえ、1 年次終了までに政治に参加する意義や選挙の仕組み等に関する指導内容を 1 時間以上、2 年次終了までに模擬選挙や模擬請願等の実践的な指導を 4 時間以上実施しており、その中で、各校や地域の状況に応じて、選挙管理委員会と連携した模擬選挙等の取組みを実施しているところです。 【高等学校課】

府教育庁では、府内の小中学校の社会科の授業において、選挙や身近な生活と政治とのかわりや地方自治などをテーマに、話し合いや体験活動に積極的に取り組んだ実践事例をホームページで紹介しています。

また、各年度の初めには、大阪府議会事務局と連携し、小学校高学年を対象に、庁舎見学と府の取組みについて学ぶテーマ学習をセットとした「府政学習会」及び実際の府議会議場で議会を模擬体験する「キッズ大阪府議会」について、各市町村教育委員会へ紹介しているところです。

今後も、市町村教育委員会等と連携しながら、主権者教育の充実に努めてまいります。

【小中学校課】

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。